

4 食品ロス削減

(1) 世界の食品ロスの現状

世界では、全体で人の消費向けに生産された食料のおよそ3分の1に当たる年間約13億トンが廃棄され、大量の食品ロスが発生している一方で、飢えや栄養不足に苦しんでいる人々は約8億人いると推計され、大きな問題となっています。

この食品ロスの問題については、持続可能な開発目標(SDGs)でも、「目標12. 持続可能な生産消費形態を確保する」において、食料廃棄の減少が重要な柱として位置付けられる等、国際的にも重要な課題となっています。

(2) 全国の食品ロスの現状

農林水産省・環境省「令和元年度推計」によると、2019(令和元)年度における全国の食品ロス発生量は570万トンで、毎日10トントラック約1,560台分のまだ食べることのできる食品が廃棄されていることとなります(消費者庁「食品ロス削減関係参考資料(令和3年11月30日版)」)。

国は、家庭系食品ロスについては、「第四次循環型社会形成推進基本計画」(平成30年6月閣議決定)において、事業系食品ロスについては、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」(令和元年7月公表)において、共に2000(平成12)年度比で2030(令和12)年度までに食品ロス量を半減させるという目標を設定しています。

(3) 群馬県の食品ロスの現状

ア 家庭系食品ロスの発生状況

「食品廃棄物等の発生抑制及び再生利用の促進の取組に係る実態調査」(令和2年度環境省調査)の結果に基づき、環境省の推計方法に準じて本県の数値を推計したところ、2019(令和元)年度の家庭系食品ロスの発生量は、4.8万トンでした。

本県の発生要因別の割合は、食べ残しが41.0%、直接廃棄が41.5%、過剰除去が17.5%となっており、全国の傾向と同様に食べ残しと直接廃棄の割合が大きくなっています。

表 2-2-16 群馬県における家庭系食品ロスの年間発生量（令和元年度）

	群馬県の食品ロス年間発生量		(参考)全国の食品ロス年間発生量(R1)	
	発生量(万t)	割合(%)	発生量(万t)	割合(%)
食べ残し	2.0	41.0	117	44.6
直接廃棄	2.0	41.5	107	40.9
過剰除去	0.8	17.5	38	14.4
合計	4.8	100.0	261	100.0

端数処理の関係で、合計が一致しない場合があります。

イ 事業系食品ロスの発生状況

県では、事業系食品ロスの現状を把握するため、2021（令和3）年10月に県内食品関連事業者（食品製造業、食品卸売業、食品小売業、外食産業）における食品ロス発生量の実態調査を実施し、調査結果を踏まえ推計を行ったところ、2019（令和元）年度における事業系食品ロスの発生量は、6.7万トンでした。

発生業種別の割合は、食品製造業が54.1%、食品卸売業が4.8%、食品小売業が19.9%、外食産業が21.2%となっています。本県には食品製造業が集積している（2019年食品製造業の製造品出荷額等全国11位（2020年経済産業省「工業統計調査」））ことから、全国に比べ食品製造業から発生する事業系食品ロスの割合が大きくなったものと考えられます。

表 2-2-17 群馬県における事業系食品ロスの年間発生量（令和元年度）

	群馬県の食品ロス年間発生量		(参考)全国の食品ロス年間発生量(R1)	
	発生量(万t)	割合(%)	発生量(万t)	割合(%)
食品製造業	3.6	54.1	128	41
食品卸売業	0.3	4.8	14	5
食品小売業	1.3	19.9	64	21
外食産業	1.4	21.2	103	33
合計	6.7	100.0	309	100

端数処理の関係で、合計が一致しない場合があります。

ウ 群馬県における食品ロス発生量と傾向

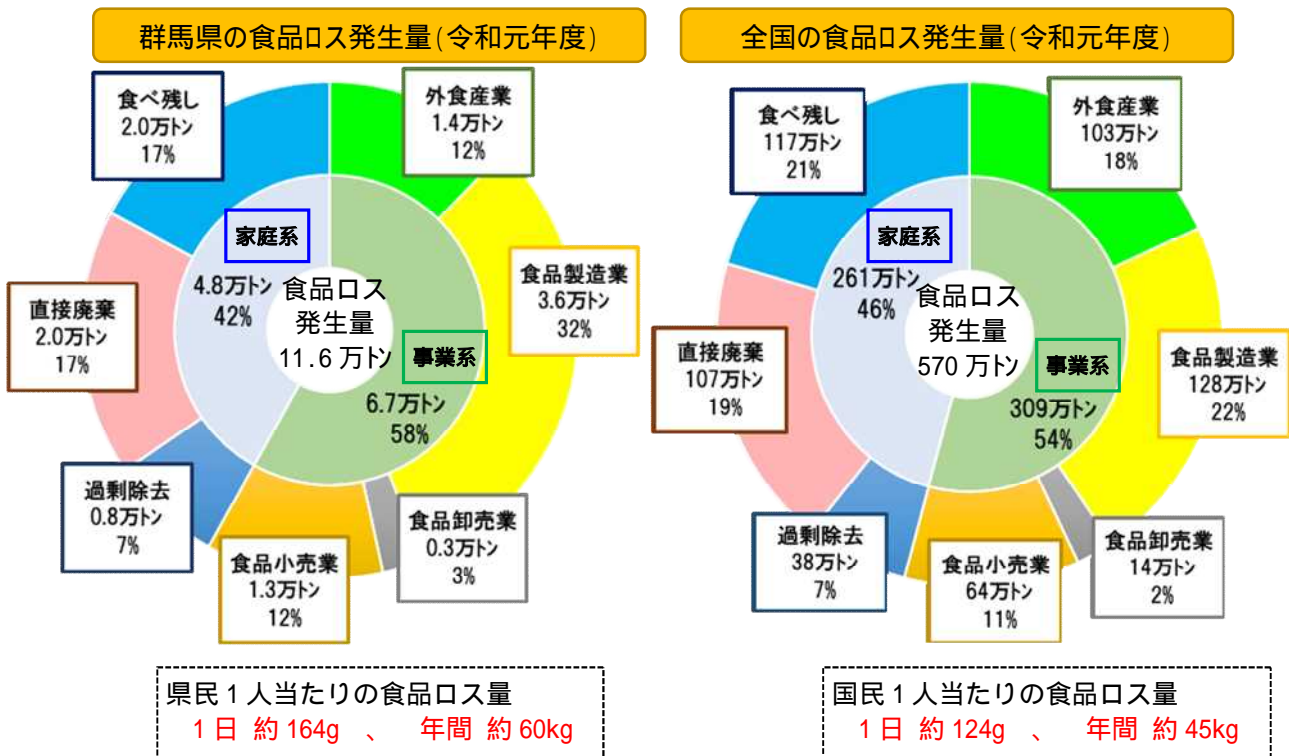
本県の家庭系と事業系を合わせた食品ロス発生量は11.6万トンと推計されました。発生量の内訳は、家庭系が41.9%、事業系が58.1%となり、全国に比べ事業系の割合が大きくなっています（表2-2-18参照）。

また、県民1人1日当たりの食品ロス発生量は約164gで、全国の国民1人1日当たりの食品ロス発生量（約124g）の約1.3倍となり、本県では全国に比べ、1人当たりで見ると多くの食品ロスが発生しています（図2-2-24参照）。

表 2-2-18 群馬県における食品ロスの年間発生量（令和元年度）

		群馬県の食品ロス年間発生量			(参考)全国の食品ロス年間発生量(R1)		
		発生量 (万t)	割合 (%)	発生量 (万t)	割合 (%)	発生量 (万t)	割合 (%)
家庭系	食べ残し	2.0	17.2	41.9	117	21	46
	直接廃棄	2.0	17.4		107	19	
	過剰除去	0.8	7.3		38	7	
事業系	食品製造業	3.6	31.5	58.1	128	22	54
	食品卸売業	0.3	2.8		14	2	
	食品小売業	1.3	11.6		64	11	
	外食産業	1.4	12.3		103	18	
合計		11.6	100.0	100.0	570	100	100

端数処理の関係で、合計が一致しない場合があります。



端数処理の関係で、合計が一致しない場合があります。

図 2-2-24 群馬県及び全国の食品ロス発生量

5 バイオマスの活用の推進

(1) 本県におけるこれまでの取組

ア 群馬県バイオマス活用推進計画

本県は農林業が盛んで、バイオマスが豊富に存在しています。バイオマスは、太陽エネルギーと動植物が存在する限り再生可能であり、カーボンニュートラルという特性を有していることから、本県に豊富に存在するバイオマスをエネルギー源や製品の原材料等として有効に活用することで、持続可能な脱炭素社会の実現に大きく貢献します。

2009(平成21)年9月にバイオマス活用推進基本法が施行され、2010(平成22)年12月には、国のバイオマス活用推進基本計画(平成22年12月17日閣議決定)が策定されました。

これを受け、県では、本県の自然的条件及び経済・社会的条件に即したバイオマスの活用施策を効果的に推進するため、取組方針やバイオマスの種類ごとの利用量及び利用率の目標等を定めた群馬県バイオマス活用推進計画(2012(平成24)年度～2021(令和3)年度)(平成24年3月策定、平成29年3月改定)を策定しました。

同計画では、計画策定時の2010(平成22)年度のバイオマス全体の炭素換算利用率71%を、2021(令和3)年度には78%まで高めることを基本目標としてきました。また、豊富に存在するバイオマスを有効活用した地域循環型システムを構築し、新たな技術の開発と産業の育成により、環境負荷の少ない低炭素・循環型社会を実現する「バイオマス先進県ぐんま」を目指してきました。本県では、(1)地域循環型システムの構築、(2)新たな技術の開発と産業の育成、(3)バイオマス活用に関する理解の促進、(4)各主体における活動の促進を基本的な取組方針として、バイオマスの活用を推進しています。

イ バイオマスの活用推進の現状

本県では、バイオマスの種類や地域を越えた総合的な利活用の推進に向け、県庁各部局の密接な連携体制を整備するため、県庁各部局で構成される「群馬県バイオマス利活用推進連絡会議」を設置し、持続可能な脱炭素社会の実現に向けた取組を総合的・計画的に推進してきました。

具体的な取組として、家畜排せつ物については、畜産資源の有効活用と環境保全型畜産経営を推進するために、堆肥施用実証展示ほの設置や啓発資料の発行、tsulunosによる情報発信などを行っています。

また、木質バイオマスについては、低質材の搬出を促進するために、林道や作業道などの路網整備に対する支援や、間伐等の整備を実施する者に対する支援を行っているほか、チップー等の木質バイオマス加工流通施設整備を促進することにより、木質バイオマスの需要拡大を図っています。

近年では、間伐材等を燃料とした木質バイオマス発電所が稼働を開始するなど、木質バイオマスのエネルギー利用が進んでいます。

(2) バイオマス賦存量及び利用量の状況

本計画で対象としているバイオマスの種類ごとの賦存量及び利用量の状況は、表2-2-19のとおりです。

バイオマス全体の賦存量（炭素換算）は、2020（令和2）年度時点で約37万3千トン/年となっています。バイオマスの種類別には、畜産資源（家畜排せつ物）が約17万6千トン/年（47%）と最も多く、次いで、木質資源（建設発生木材）が約5万9千トン/年（16%）、農業資源（わら類）が約4万トン/年（11%）、木質資源（林地残材）が約3万1千トン/年（8%）の順で、この4種類で約30万6千トン/年（82%）と大半を占めています。

バイオマス全体の利用量（炭素換算）は、2020（令和2）年度時点で約29万7千トン/年となっています。2020（令和2）年度時点の炭素換算でのバイオマス全体の利用率は80%となっており、2010（平成22）年度の炭素換算のバイオマス全体の利用率71%から9ポイント増加しました。

群馬県バイオマス活用推進計画（2012（平成24）年度～2021（令和3）年度）の基本目標（2021（令和3）年度の炭素換算でのバイオマス全体の利用率78%）を達成しましたが、個々のバイオマスの種類に着目すると、目標を達成できていないバイオマスの種類も多くありました。

表 2-2-19 バイオマスの賦存量及び利用量（炭素換算^注、単位：トン/年）

バイオマスの種類		バイオマス計画策定時 (2010(平成22)年度)			現状 (2020(令和2)年度)		
		賦存量	利用量	利用率(%)	賦存量	利用量	利用率(%)
農業資源	わら類	41,303	40,215	97	39,795	37,900	95
	もみがら	4,197	3,777	90	4,403	3,853	88
	条桑育残さ	1,965	1,965	100	531	531	100
	収穫残さ	18,945	18,311	97	15,760	15,342	97
	剪定枝	8,615	3,246	38	5,205	2,678	51
畜産資源	家畜排せつ物	185,524	145,256	78	175,651	137,525	78
木質資源	林地残材	48,874	ほとんど未利用	-	30,955	8,558	28
	製材残材	10,692	10,324	97	10,857	10,477	96
木質資源	建設発生木材	39,187	31,834	81	59,132	58,252	99
食品資源	動植物性残さ	7,975	6,145	77	8,607	5,905	69
	事業系生ごみ	2,546	1,963	77	2,185	1,721	79
	家庭系生ごみ	6,898	5,286	77	6,411	5,027	78
排水資源	下水汚泥	9,123	8,338	91	8,913	8,865	99
	し尿・浄化槽汚泥	3,949	115	3	3,677	30	1
排水資源	農業集落排水汚泥	325	273	84	441	327	74
全体(合計)		390,118	277,048	71	372,523	296,991	80

注：バイオマス賦存量・利用量（湿潤重量）から含水量を除いて炭素割合を乗じた賦存量・利用量になります。

6 リサイクルの推進

(1) リサイクル関連法の状況

ア 容器包装リサイクル法

家庭から排出されるごみのうち容積比で約 60%を占めると推定される容器包装廃棄物を適正処理し、資源の有効利用を図るため、平成9年4月に「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）」が施行されました。

県内市町村における分別収集の状況は表 2-2-20 のとおりで、「その他紙」や「白色トレイ」などの収集は一部市町村のみですが、「茶色ガラス製容器」や「ペットボトル」などは全市町村で収集されるなど、多くの品目で分別収集が行われています。

また、対象品目ごとの分別収集量は表 2-2-21 のとおりで、平成30年度は「ペットボトル」「その他プラスチック」「その他紙」は増加しましたが、他の品目は横ばい又は減少傾向でした。

また県では、令和元年10月に、令和2年度から6年度までの5年間を計画期間とする「第9期群馬県容器包装廃棄物分別収集促進計画」を策定し、市町村と協力して容器包装廃棄物の分別収集の一層の促進を図っています。

表 2-2-20 品目別分別収集実施市町村数の状況

品目	県内の年度別実施市町村数 (市町村実施率)				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (速報値)
無色ガラス製容器	33(94%)	33(94%)	33(94%)	33(94%)	33(94%)
茶色ガラス製容器	35(100%)	35(100%)	35(100%)	35(100%)	35(100%)
その他ガラス製容器	33(94%)	33(94%)	33(94%)	33(94%)	33(94%)
スチール缶	35(100%)	35(100%)	35(100%)	35(100%)	35(100%)
アルミ缶	35(100%)	35(100%)	35(100%)	35(100%)	35(100%)
ペットボトル	35(100%)	35(100%)	35(100%)	35(100%)	35(100%)
紙パック	33(94%)	34(97%)	33(94%)	33(94%)	32(91%)
段ボール	30(86%)	31(89%)	30(86%)	30(86%)	31(89%)
その他プラスチック	21(60%)	21(60%)	22(63%)	22(63%)	22(63%)
うち白色トレイ	11(31%)	11(31%)	11(31%)	11(31%)	9(26%)
その他紙	8(23%)	7(20%)	7(20%)	7(20%)	6(17%)

表 2-2-21 品目別分別収集量実績

(単位：トン)

品目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (速報値)
無色ガラス製容器	4,386	4,200	4,037	3,857	3,612
茶色ガラス製容器	4,387	4,114	3,895	3,721	3,632
その他ガラス製容器	2,312	2,383	2,146	2,007	1,927
スチール缶	2,813	2,630	2,461	2,267	2,005
アルミ缶	2,126	2,131	2,033	2,008	2,042
ペットボトル	3,864	3,740	3,744	3,942	3,910
紙パック	325	291	288	286	262
段ボール	11,567	11,262	11,219	11,093	10,879
その他プラスチック	3,656	3,836	4,025	4,591	4,000
うち白色トレイ	26	34	30	29	23
その他紙	137	130	159	169	174
合計	35,573	34,717	34,007	33,941	32,443

イ 家電リサイクル法

家庭用として製造・販売されたテレビやエアコン等の適正処理及び資源の有効利用を目的に、平成 13 年 4 月に「特定家庭用機器再商品化法」(家電リサイクル法)が施行されました。

県内の廃家電の指定引取場所 5 か所における引取台数は表 2-2-22 のとおりで、法施行後、廃家電の収集やリサイクルは概ね順調に行われています。

表 2-2-22 県内の指定引取場所における廃家電の品目別引取台数

(単位：千台)

年度	エアコン	テレビ (ブラウン管)	テレビ (液晶・プラズ マ式)	冷蔵庫 冷凍庫	洗濯機 衣類乾燥機	合計
平成 26 年度	42	30	14	50	62	197
平成 27 年度	44	27	19	50	60	200
平成 28 年度	45	22	23	49	64	203
平成 29 年度	50	20	29	52	68	219
平成 30 年度	90	22	47	81	101	341
合計	271	121	132	282	355	1,160

各項目で四捨五入しているため、合計が一致しない場合があります。

ウ 小型家電リサイクル法

使用済小型電子機器等に含まれている有用資源のリサイクル等を目的に、平成25年4月に「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」(小型家電リサイクル法)が施行されました。

県内の市町村における回収実施状況は表2-2-23のとおりで、回収を実施している市町村、人口割合とも年々増加しています。

表2-2-23 県内市町村における小型家電回収実施状況

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実施市町村数	30	30	30	34	34
実施市町村割合	85.7%	85.7%	85.7%	97.1%	97.1%
実施人口割合	96.1%	98.5%	98.5%	99.8%	99.8%
回収台数(千台)	923	1,022	1,440	1,319	2,062

エ 自動車リサイクル法

使用済自動車から発生する廃棄物の減量、適正処理や資源の有効な利用の確保等を目的に、平成17年1月1日に「使用済自動車の再資源化等に関する法律」(自動車リサイクル法)が本格施行されました。

県と中核市(前橋市・高崎市)は、法の規定を満たした使用済自動車の引取業者及びフロン類回収業者の登録、解体業者及び破砕業者の許可を行っています。県内の登録業者数は表2-2-24、許可業者数は表2-2-25のとおりです。また、県内における使用済自動車の引取台数は表2-2-26のとおりで、使用済自動車のリサイクルは概ね順調に行われています。

表2-2-24 県内における自動車リサイクル法の登録業者数

(単位:者)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
引取業者	672(491)	658(477)	459(308)	448(302)	446(299)
フロン類回収業者	194(138)	190(137)	160(113)	162(117)	157(114)

(括弧内は県所管の業者数(内数))

表2-2-25 県内における自動車リサイクル法の許可業者数

(単位:者)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
解体業者	123(88)	122(89)	124(92)	127(94)	118(88)
破砕業者	21(15)	21(15)	21(15)	23(17)	22(16)

(括弧内は県所管の業者数(内数))

表 2-2-26 県内における使用済自動車の引取台数

(単位：台)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
台数	71,425 (48,201)	64,771 (42,584)	69,124 (45,004)	67,523 (43,879)	70,643 (47,534)

(括弧内は県所管の引取業者における引取台数(内数))

オ 食品リサイクル法

食品循環資源の再生利用及び熱回収並びに食品廃棄物等の発生抑制及び減量に関する基本的事項を定めるとともに、食品関連事業者による食品循環資源の再生利用等を促進することを目的に、平成 13 年 5 月 1 日に「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」(食品リサイクル法)が施行されました。

食品廃棄物等を多量(年間発生量 100 トン以上)に発生させる食品関連事業者は、毎年度、法の規定に基づき食品廃棄物等の発生量及び食品循環資源の再生利用等の取組状況を国へ報告する義務があります。県内の食品廃棄物等多量発生事業者の定期報告の結果は表 2-2-27 のとおりであり、食品廃棄物等の年間発生量及び再生利用の実施量は横ばい傾向でした。

表 2-2-27 県内の食品廃棄物等多量発生事業者の定期報告における「食品廃棄物等の発生量及び再生利用の実施量」の集計結果

(単位：トン)

	業種区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
食品廃棄物等の年間発生量	食品産業計	285,400	279,326	286,287
	食品製造業	258,806	258,581	266,372
	食品卸売業	6,663	1,469	1,449
	食品小売業	11,807	11,235	10,485
	外食産業	8,123	8,041	7,980
再生利用の実施量	食品産業計	206,033	189,537	205,851
	食品製造業	199,768	184,647	202,816
	食品卸売業	2,647	1,846	549
	食品小売業	2,590	1,995	1,384
	外食産業	1,028	1,050	1,102

資料：食品リサイクル法に基づく食品廃棄物等多量発生事業者の定期報告における「都道府県別の食品廃棄物等の発生量及び再生利用の実施量」(農林水産省)

(2) リサイクル関連産業（循環型社会ビジネス）の状況

リサイクル関連産業は、廃棄物等を適切に回収・処理する廃棄物処理業者から、廃棄物の再生を業として営んでいる廃棄物再生事業者、リサイクル製品の製造業者、不要品の売買を扱うリサイクルショップ等、広範囲に渡っています。

これらの産業は、循環型社会において、資源の循環的な利用を確保するために重要な役割を担っています。

商業統計調査及び経済センサスによると、中古品小売事業者については、図2-2-25のとおり、平成24年にかけて減少しましたが、平成28年には微増しています。再生資源卸売業者は図2-2-26のとおり横ばい傾向にあります。

リサイクル製品の製造業者については、群馬県工業統計(平成30年6月1日現在)によると、例えば、廃プラスチック製品製造業は3事業所です。

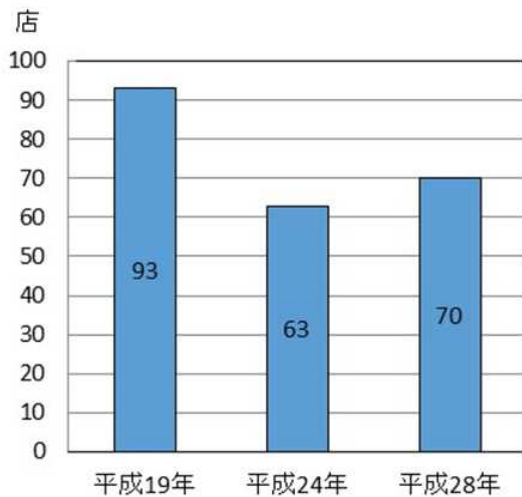


図2-2-25 中古品小売事業者数

資料：商業統計調査、経済センサス

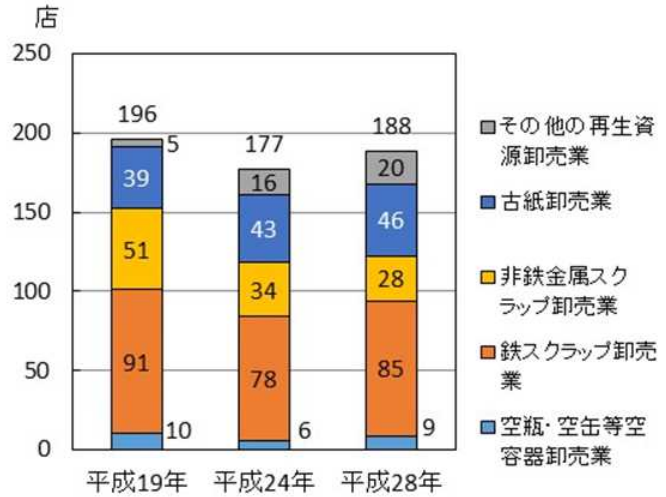


図2-2-26 再生資源卸売業者数

資料：商業統計調査、経済センサス

また、廃棄物処理法に基づき許可を得て産業廃棄物の処理を行っている事業者は、県内で208事業者(令和元年8月時点)あり、その多くは、再資源化のために産業廃棄物の破碎処理を行っている事業者です。

破碎処理施設の設置に当たり、許可が必要となる産業廃棄物は、廃プラスチック類、木くず又はがれき類であり、処分業者における許可施設数は図2-2-27のとおりです。再資源化意識の高まりや最終処分場の残余容量の減少等を踏まえ、許可施設数はいずれも増加傾向にあります。

また、これら品目の処理量は、図2-2-28のとおりです。グリーン購入法等により、従来から再資源化が進んでいたがれき類は、若干減少傾向にありますが、地球温暖化対策を背景に、発電における木質バイオマス燃料となる木くずの処理量は、増加傾向にあります。廃プラスチック類は、処理費用が安い中国等へ輸出されていることで、県内における処理量は減少傾向となっていると考えられます。

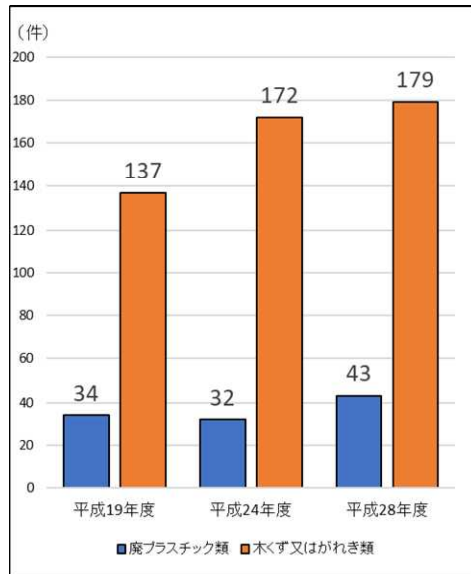


図 2-2-27 産業廃棄物破碎処理施設数 (処分業者)

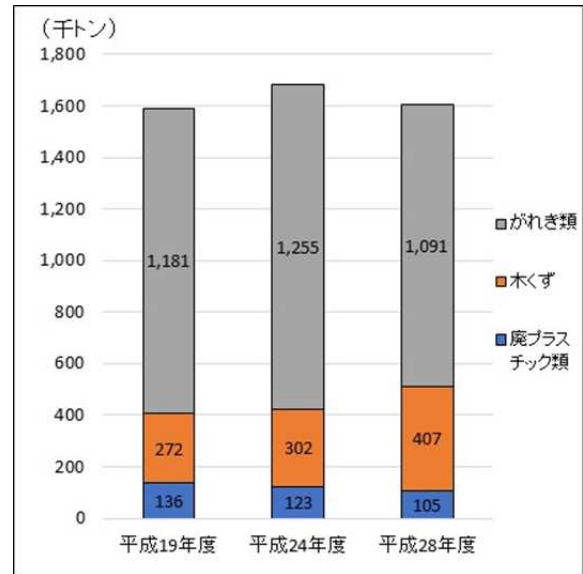


図 2-2-28 破碎処理産業廃棄物3品目の処理量

なお、平成30年度に県が実施した県民意識調査によると、リサイクル商品を優先して購入している人の割合は、13.1%に止まっています(平成26年度は15.8%) (22頁参照)

リサイクル製品の市場が拡大されるよう、消費者の環境意識を高めていく必要があります。

7 災害廃棄物処理対策

(1) 災害廃棄物の処理の状況等

ア 前計画期間における群馬県内の災害廃棄物の対応について

平成28年度から令和元年度における災害について

平成28年度から令和元年度の間に、県災害警戒本部が設置された災害のうち、住家及び非住家へ被害が発生したものは、表2-2-28のとおりです。

表2-2-28 平成28年度から令和元年度にかけて発生した災害

災害原因	主な被害（件、棟数）
群馬県南部を震源とする地震 （平成30年6月17日）	住家 一部損壊（4） 非住家 一部損壊（1）
平成28年9月台風第13号	住家 半壊（2）、一部損壊（2） 床上浸水（3）、床下浸水（16） 非住家 一部損壊（2）
平成29年台風第21号	住家 半壊（1）、床上浸水（4） 床下浸水（8）
平成30年台風第21号	非住家 一部損壊（3）
平成30年台風第24号	住家 一部損壊（6）
令和元年東日本台風（台風第19号）	住家 全壊（20）、半壊（288） 一部損壊（373）、床上浸水 （36）、床下浸水（177）

令和元年東日本台風（台風第19号）による災害廃棄物の処理について

令和元年東日本台風（台風第19号）により本県内では21市町村が被災しました。県では、土砂崩れ、浸水などにより発生した災害廃棄物の量は、約3,000トンと推計しています。

また、県内の自治体では、他県から災害廃棄物の受入れによる処理支援を行っています。

表2-2-29 群馬県内の自治体等における災害廃棄物受入実績

受入自治体等	受入量（トン）	受入期間	被災自治体
桐生市	1,486	令和元年11月11日～ 令和2年5月19日	栃木県足利市
	257	令和元年10月28日～ 令和元年11月15日	栃木県佐野市

イ 東日本大震災における災害廃棄物等の処理

指定廃棄物の処理

平成24年1月1日に完全施行された「平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」(以下、「放射性物質汚染対処特別措置法」という。)において、指定廃棄物とは、事故由来放射性物質についての放射能濃度が8,000Bq/kgを超える廃棄物であって環境大臣が指定したものをいいます。

群馬県内には、浄水発生土、下水汚泥焼却灰等合計1,187.0トンが指定廃棄物として指定され、保管されています。これら指定廃棄物は、国が責任をもって処理することとされています。

放射性物質汚染対処特別措置法に基づく基本方針では、指定廃棄物の処理は、当該指定廃棄物が排出された都道府県内において行うこととされています。

宮城県、茨城県、栃木県、千葉県及び群馬県の5県については、国が長期管理施設(最終処分場)を確保し処理することとされていますが、群馬県については、平成28年12月の第3回群馬県指定廃棄物処理促進市町村長会議において、現地保管継続・段階的処理の方針が決定されました。

(2) 災害廃棄物処理体制の構築

平成27年7月に廃棄物処理法の一部が改正され、都道府県が定める廃棄物処理計画において、非常事態における廃棄物の適正処理に関して必要な事項を定めることとされました(法第5条の5第2項第5号等)。

県では、県内の災害廃棄物処理体制を構築するため、学識経験者、関係団体及び県内の市町村などを構成員とする群馬県災害廃棄物処理対策協議会を設置し、平成29年3月に災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理に向けて、「群馬県災害廃棄物処理計画」を策定しました。

また、災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するためには、災害廃棄物の処理主体である市町村において、災害廃棄物処理計画を策定することが必要です。

なお、令和2年3月末時点で、災害廃棄物処理計画を策定している自治体は、11市町村です。

コラム3 県内市町村の取組 環境共通袋・翻訳機の配布

近年のグローバル化、高度情報化した社会では、様々なことが驚くべき速さで起こり、共有され、それらが当たり前になっていきます。

環境に関しても同様で、2015年に鼻にストローが刺さったウミガメが発見されると、世界規模でその動画が拡散され、日本でも海洋プラスチックなどの環境問題に多くの注目が集まりました。その後日本では、2019年5月に、「プラスチック資源循環戦略」が策定され、2020年7月には、全国でプラスチック製レジ袋が有料になりました。

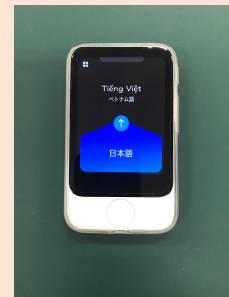
明和町では、この有料化のタイミングに合わせ、レジ袋としても、ごみを排出する際に指定ごみ袋としても使える「環境共通袋」を作成しました。実際に町内の小売店等でレジ袋として有料で使用されています。



環境共通袋

また、少子高齢化に伴う人口減少が進む中、県内の外国人住民は6万1,461人(令和2年12月末時点)で、前年比1,425人(2.4%)増となり、過去最多を更新しました。異なる文化的背景を持つ人々が同じ社会で暮らしていくためには、多文化共生の視点を持った相互理解が必要です。

邑楽町では、各行政区に携帯型の翻訳機を配布することで、日本語での会話が難しい外国人に対し、ごみの分別等に関して円滑なコミュニケーションがとれるようにしています。



携帯型翻訳機

社会が大きく変化していく中、その変化に対応するには新たな取組等が必要になっていきます。レジ袋の有料化と同様に、これらの取組もやがて当たり前になっていくのかもしれませんが。